

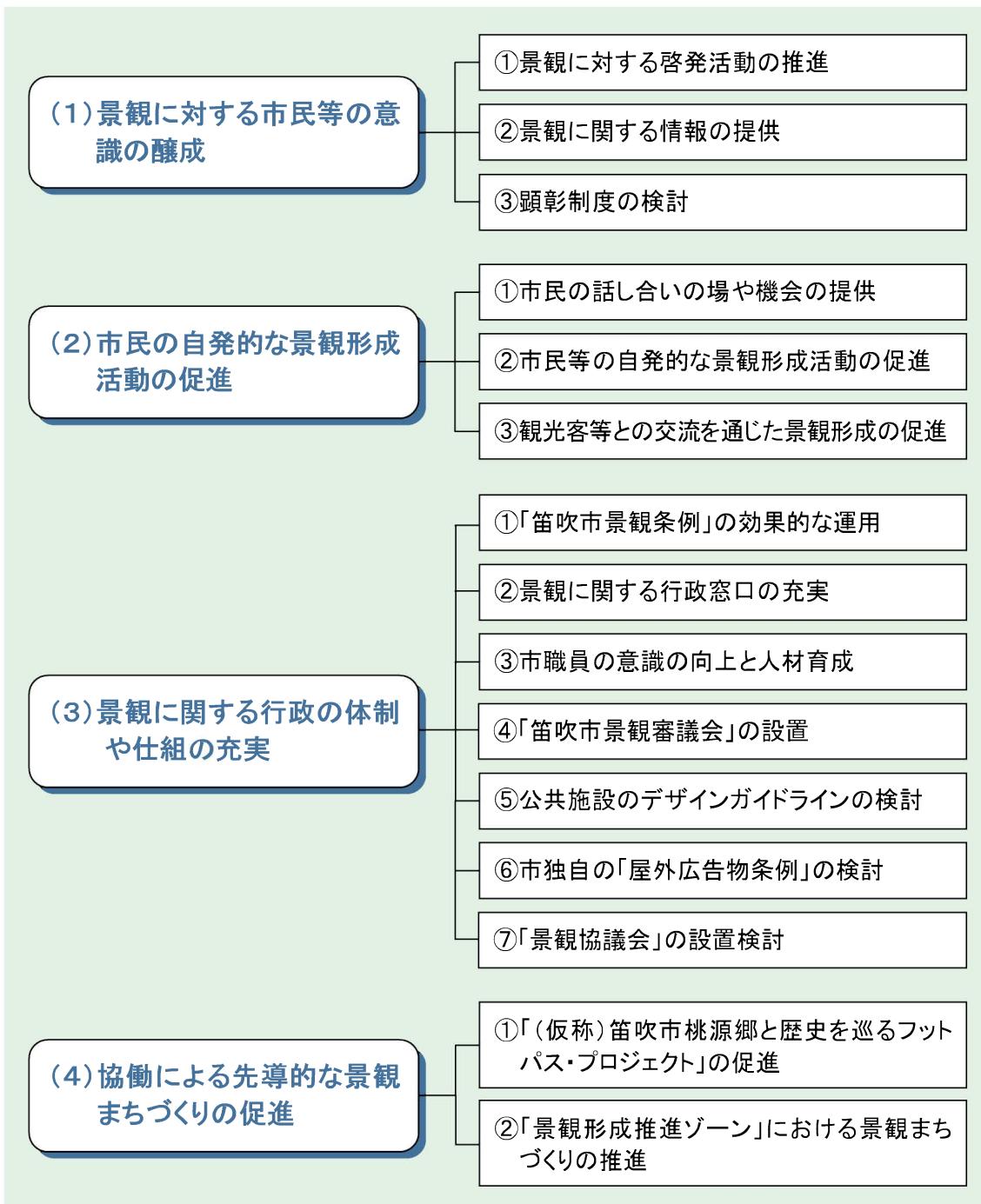
2

景観まちづくりの推進に向けた施策

■ 景観まちづくり推進施策の体系

「笛吹市景観計画」と景観まちづくりの推進に向け、次のような施策の取り組みを図ります。

■ 景観まちづくり推進施策の体系



(1) 景観に対する市民等の意識の醸成

① 景観に対する啓発活動の推進

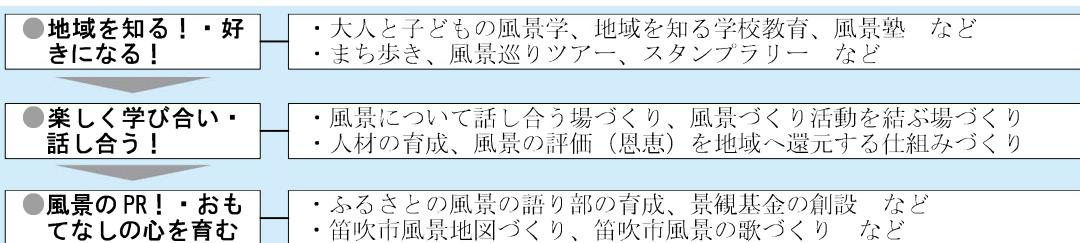
本市の景観の魅力や景観形成に対する考え方を多くの市民や観光客、事業者等に知つてもらい、景観に対する理解と関心を深めていくために、次のような啓発活動を促進します。

■主な啓発活動(例)

- 「笛吹市景観計画」のPR用パンフレットの作成
- 「(仮称) 笛吹市景観百選」の実施（公募による選定、観光PRなど）
- 景観コンクールの実施
- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催
- まち歩きイベントや景観懇談会等の開催、景観マップの作成
- 山梨フィルムコミッションの活用（映画やTVドラマのロケ地など）など

また、県の景観教育施策とも連携を図りながら、下記のような「(仮称) 笛吹市風景学プロジェクト」*を促進します。

■風景学プロジェクトの推進ステップ



② 景観に関する情報の提供

本市の景観に関する情報を市民・観光客、事業者等が気軽に入手できるよう、笛吹市のホームページに景観専用のWebサイトを開設するなどして、情報の提供を図ります。

■ホームページの主なコンテンツ(例)

- 笛吹市の景観の紹介に関するここと（景観マップ、特徴的な景観、景観資源など）
- 景観の行政窓口に関するここと
- 「笛吹市景観計画」や「笛吹市景観条例」に関するここと
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関するここと
- 景観形成活動の支援に関するここと
- 市内の景観形成に携わる団体やサークルの活動に関するこことなど

③ 顕彰制度の検討

「景観コンクール」の取り組みと併せ、市内において、景観形成に寄与していると認められる市民や事業者等の優れた取り組みに対して表彰する「(仮称) 景観顕彰制度」の創設を検討します。

また、その選定や表彰にあたっては、専門家だけでなく市民を主体とした審査委員会を設置するなど、市民参加による評価の仕組みについても検討します。

■表彰の対象となる景観形成の取り組み(例)

- 貴重な動植物の保全・育成活動（ニホンスズラン群生地、ホタルの育成など）
- 緑化活動（植樹、まちかど花壇の設置、花植え、生け垣、オープンガーデンなど）
- 景観に配慮された建築物や工作物、屋外広告物など

注) * 風景学プロジェクトは、風景づくり市民懇談会から先導的な取り組みとして提案がなされたものです。詳細は参考資料-3風景づくり市民懇談会の提案を参照下さい。

(2) 市民の自発的な景観形成活動の促進

① 市民の話し合いの場や機会の提供

市内では、芦川地区や、春日居町駅周辺地区をはじめ、景観まちづくりに関する市民懇談会（ワークショップ）等が開催されるなど、住民参加によるまちづくり活動の輪が少しづつ広がっています。

市民参加による景観まちづくりを推進するため、こうした市民が景観形成やまちづくりに対して自由に話し合える場や機会の提供を積極的に図ります。



・春日居町駅周辺まちづくり推進検討委員会



・風景づくり市民懇談会



・風景づくり市民懇談会

② 市民等の自発的な景観形成活動の促進

市内では、花のまちづくり推進事業（花植えや植樹）をはじめ、各種の植樹事業、遊休農地を活用した菜の花プロジェクト、ホタルの育成、貴重な自然の保全活動、遺跡巡りなどのまち歩きイベントの開催、地域単位で行っている草刈りや清掃美化活動など、景観形成に関わる様々な活動が行われています。

良好な景観形成を図るために、市民等による自発的な景観形成活動の小さな芽を伸ばし、活動の輪を広げていくことが重要です。

今後、地域住民、ボランティア団体やサークル、企業、NPOなどは、景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の育成や支援を図るため、次のような取り組みを促進します。



・遊休農地を活用した菜の花プロジェクト



・石和温泉駅前の花壇

■市民の自発的な活動への支援(例)

■ 景観形成活動団体の認定・登録制度の創設

市内で景観形成活動に関わる市民、ボランティア団体等が、どのような活動を行っているか、その活動状況を把握するとともに、情報や情報交換の場の提供、市や他団体との協働、活動に対する支援や助成等を行なえるよう、一定の要件を満たす団体等については、景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する「認定・登録制度」を創設します。

■ 景観アドバイザー制度の活用

「景観形成推進ゾーン」など、地域の自発的な景観まちづくりの取り組みに対しては、専門家の派遣を依頼できる山梨県「景観アドバイザー制度」の活用を図ります。将来的に必要があれば、本市独自の「景観アドバイザー制度」の創設を検討します。

■ 景観サポーター登録制度の検討

景観まちづくりの促進を図るために、景観に対して知識やノウハウをもつ市民や事業者等を地域におけるリーダーとして登用する「(仮称) 景観サポーター登録制度」の創設を検討します。

■ 景観に関わるルールづくりの推進

地域景観と調和した良好なまちなみ景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方など、その地域に即した一定のルールが必要です。

景観に関わるルールとしては、景観法に基づく「景観協定」をはじめ、各種法制度に基づく「地区計画」、「緑地協定」、「建築協定」などの他、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがあり、これらを効果的に活用して地域にふさわしい景観に関するルールづくりを促進します。

③ 観光客等との交流を通じた景観形成の促進

市内では、年間を通じて様々な観光交流イベントが行われており、多くの観光客が本市を訪れています。

今後も、こうした観光交流イベントに加え、農業体験、創作体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどの地域交流の促進を図るとともに、交流を通じて景観への理解を深めることやマナーの向上に努めることなどを通じ、本市の景観形成と地域活性化が好循環を生み出すよう協力を促していきます。



・稻山ケヤキの森野外コンサート



・桃畠の中を散策するまち歩きイベント

(3) 景観に関する行政の体制や仕組みの充実

① 「笛吹市景観条例」の効果的な運用

「笛吹市景観計画」に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、計画の策定と併せて、「笛吹市景観条例」を制定し、本計画と併せ、良好な景観形成に向けた効果的な運用を図っていきます。

② 景観に関する行政窓口の充実

景観に関する市民や事業者等の相談や情報提供の窓口となる専門部署(係)の設置を行なうとともに、窓口機能の充実を図ります。

また、景観に関する庁内の連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置も併せて検討します。

③ 市職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う市職員の意識の向上や人材の育成を図るため、景観セミナー等の職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

④ 「笛吹市景観審議会」の設置

「景観審議会」とは、学識経験者、市民、関係団体、行政等で構成し、景観計画の策定および変更、景観条例の制定および変更、景観重要公共施設や景観重要樹木の指定、景観形成重点地区の指定、建築物等の行為に係わる勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項を審議する組織で、「笛吹市景観条例」に基づいて設置するとともに、適切な運用を図ります。

⑤ 公共施設のデザインガイドラインの検討

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、良好な景観を先導する役割を有しています。このため、次のようなデザインガイドラインを作成し、これに基づいた公共施設整備を推進します。

■公共施設のデザインガイドラインの検討

■ 「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」の検討

公共建築物、道路、公園、河川等の公共施設の整備計画や設計に際して、施設の形態・意匠、色彩、素材など景観上留意すべき事項や市民参加による計画づくりなど、行政や事業者の共通の指針となる「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」の検討を図ります。

■ 「笛吹市サイン計画」の策定

公共の定点サイン、案内サイン、誘導サイン、解説サインなどについて、統一感のあるサインを計画的に整備するため、行政や事業者の共通の指針となる「笛吹市サイン計画」を策定します。

⑥ 市独自の「屋外広告物条例」の検討

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」(平成17年7月1日、改正・施行)に基づき、許可地域と禁止地域を設け、規制誘導を行っています。

当面は県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとしますが、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本市独自の屋外広告物条例の検討を図ります。

⑦ 「景観協議会」の設置検討

「景観協議会」とは、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、関係者が一同に会して協議する場として位置づけられる組織です。

今後、景観重要公共施設や景観形成推進ゾーン等において景観整備を図る場合、多様な関係者との調整や合意形成が必要となります。

本市では、今後、必要が生じた場合、公共施設管理者をはじめ、公益事業者(バス、電気等)、市民活動団体、各種市民団体(商工会、観光団体、農業団体等)等で構成される「景観協議会」の設置を検討します。

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの促進

協働による景観まちづくりの促進を図っていくためには、市民誰もがわかりやすく、かつ楽しみながら参加でき、その活動の成果が目に見える形にしていくことが大切です。

本計画の策定にあたって設置された「風景づくり市民懇談会」からは、景観まちづくりに関して多くの提案がなされています。^{*1}

こうした市民からの提案を踏まえ、本市では、次のような「協働による先導的な景観まちづくり」を位置づけ、積極的な推進を図ります。

① 「(仮称)笛吹市桃源郷と歴史を巡るフットパス・プロジェクト」の促進

～地域の見所を繋ぐ、歩いて楽しい小径（フットパス^{*2}）づくりを進めます～

近年の健康ウォーキングの流行に伴って、市内でも「笛吹市 歴史探訪ウォーキング（春日居町史跡めぐり）」、「笛吹市市民ウォーキング大会」、「みずウォーク 2009 笛吹川大会」（読売新聞社、日本ウォーキング協会など主催）など、各種団体の主催による様々なウォーキングイベントが行われています。

また、本市では、「歩いてはじめよう～健康づくり」をテーマに「笛吹市ウォーキングマップ」を作成し、健康ウォーキングの普及に努めています。

こうしたウォーキング（まち歩き）は、単に自分が楽しむだけでなく、地域の魅力を再認識し、景観に対する意識を高めていく上でも効果的です。

また、都市と農山村の交流促進、観光等の地域産業への波及効果等も期待されます。

市民のウォーキングに対する関心の高まりを契機に、市民参加による先導的な景観まちづくりのひとつとして、次のような「(仮称) 笛吹市桃源郷と歴史を巡るフットパス・プロジェクト」の促進を図ります。



・笛吹市民ウォーク in いちのみや

■フットパス・プロジェクトの概要

- フットパスコースの選定
 - ・ワークショップ等によるコースの検討
 - ・地域の見所をつなぐ多様なフットパスコースの選定
 - ・フットパスマップの作成（コースとコース周辺の見所など）
- フットパスコースの整備
 - ・ポケットパーク、サイン、駐車場・駐輪場、トイレ、植樹・花植えなど
～「社会資本整備総合交付金事業」等の活用
- 各種フットパスイベントの開催
 - ・「地域の魅力を再発見するウォークラリー」の開催
 - ・各種地域交流イベントの開催など
- 運営体制・仕組みづくり
 - ・運営主体：市および市民団体による運営組織またはN P Oなど
 - ・仕組み：行政の支援、フットパスガイドの育成・活用 など

注) *1 提案の詳細については、参考資料-3風景づくり市民懇談会の提案を参照下さい。

*2 「フットパス」とは、イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩く(Foot)ことができる小径(Path)”のことです。近年、日本においてもさまざまな地域において、各々の特徴を活かした魅力的なフットパスが整備されてきており、県内では甲州市勝沼フットパスが人気を博しています。

②「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進

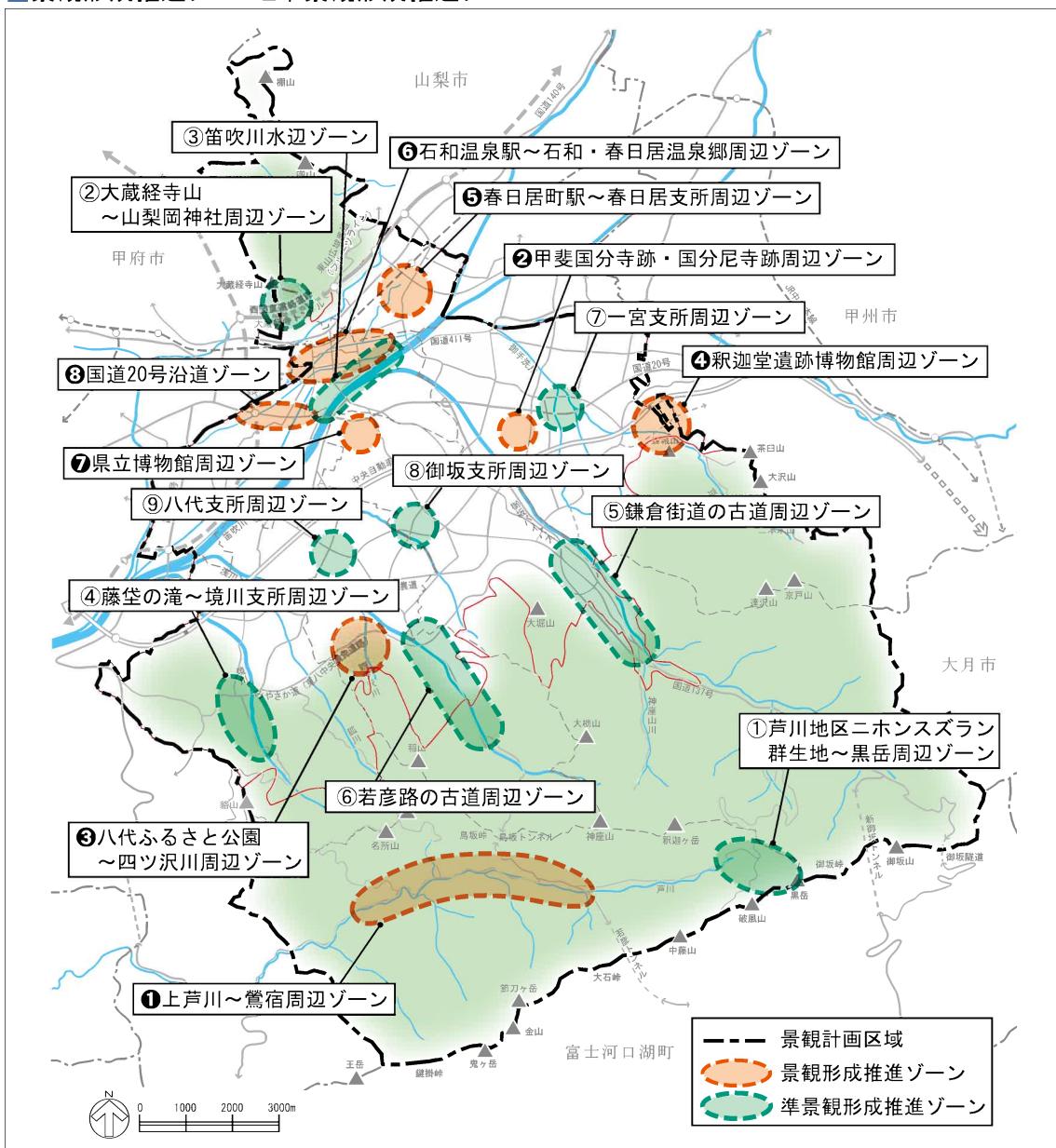
～「景観形成推進ゾーン」を中心とした景観まちづくりの取り組みを進めます。

本計画では、特に良好な景観形成を推進すべきところとして8ヶ所の「景観形成推進ゾーン」を選定し、さらに今後景観形成推進ゾーンとして追加を検討していくべき所として9ヶ所の「準景観形成推進ゾーン」*を選定しています。このうち、特に、重点的に景観形成を図る必要性の高い地区を、次ページに示すような手順で、「笛吹市景観条例」に基づき「景観形成重点地区」として指定し、重点的な景観まちづくりの取り組みを進めます。

■「景観形成重点地区」の指定基準

- 既に景観形成に関する何らかの取り組みが行われていること
- 景観形成に関する活動組織や検討組織が設けられていること
- 地区の景観まちづくり計画が作成されていることなど

■景観形成推進ゾーンと準景観形成推進ゾーン



注) * 「景観形成推進ゾーン」は、選定された8ゾーンに限らず、今後、地域の要請等により「準景観形成推進ゾーン」を参考に追加していくものとします。

■「景観形成推進ゾーン」の取り組みの流れ(案)

